

# 1

## 日本監査役協会50年の概観

公益社団法人日本監査役協会事務局

### 1. 設立前史－1974年（昭和49年） の監査役制度の改正経緯

#### (1) 企業倒産で顕在化した粉飾決算と 会計監査の強化

1964年（昭和39年）秋から翌年春にかけて、不況による企業倒産が多く発生した中、上場会社等の大企業の倒産も相次ぎ、株主、一般投資家のみならず、従業員及び取引先にも深刻な影響をもたらした。

この状況に対応するため大蔵省（現金融庁）による有価証券報告書の重点審査が行われた結果、会社が倒産に至るまでに粉飾決算が行われていた事例が多いことが明らかになった。その際、これは日本企業全体のうち一部の企業での行為が露見したに過ぎず、根深いのではないかと懸念が社会問題として認識された。更に、粉飾決算会社の一部では公認会計士がこれに加担し、虚偽の証明をしていたことから<sup>1</sup>、大蔵省の諮問機関である企業会計審議会は、監査制度の強化のため「監査実施準則」、「監査基準」、「監査報告準則」を改正し、また1966年（昭和41年）には公認会計士法が改正され、独立性の強化のため、監査法人制度が導入された。

#### (2) 会計監査の強化に続く企業の自主的 監視体制の強化

この改正公認会計士法の国会審議の際、衆議院にて商法の監査制度についても検討すべきであるとの附帯決議が付され、次期商法改正では株式会社の監査制度の改正が取り上げられることとされた<sup>2</sup>。

企業経営の健全化・適正化を進めていく上では、公認会計士制度の改正や監査手続の改正だけではなく、商法と証券取引法を通じた監査制度や会計監査の改善が必要であるとの問題意識を受け、法務省法制審議会商法部会（以下、商法部会）は1966年（昭和41年）11月に審議を開始し、1967年（昭和42年）5月2日に監査制度に関する問題点を公表し、各界に意見を求めた。

この問題点は「A案」、「B案」の2案からなり、A案は、監査役は今まで通り会計監査を行うものとし、独立性の保持その他会計監査機能を強化する措置と共に、取締役会の業務監視機能を強化する措置を講ずるものとされた。また、B案は、監査役は業務監査を行うものとし、

1 河本一郎＝大武泰南『証券取引法読本(第3版)』(有斐閣、1998年)14～15頁

2 鈴木竹雄＝竹内昭夫『商法と共に歩む』(商事法務、1977年)480～481頁